登録電気工事業者は、その営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、 その見やすい場所に以下の標識を掲げなければならない。また、自社を紹介するホー ムページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。

※一般用電気工作物等に係る電気工事を行う方で、かつ、建設業許可を受けていない方

様式第15(第12条)

| | | 登 | 録 | 電 | 気 | 工事業者登録票 | |
|----|-----|---------------|---------------|-----|---|----------------|----------|
| 登 | Í | 録 | 番 | | 号 | 千葉県知事登録第○○○○○号 | 1 |
| 登 | 録 | \mathcal{O} | 年 | 月 | 日 | 平成○○年○○月○○日 | 2 |
| 氏 | 名 | 又 | は | 名 | 称 | 株式会社〇〇〇〇 | 3 |
| 代 | 表 | 者 | \mathcal{O} | 氏 | 名 | 00 00 | 4 |
| 営 | 業 | 所 | \mathcal{O} | 名 | 称 | 000000 | ⑤ |
| 電 | 気 | 工事 | 事 の | 種 | 類 | ○○用電気工作物 | 6 |
| 主任 | 壬電気 | 貳工事 | 事士等 | 争の日 | 名 | 00 00 | 7 |

更新する度に

(備考)

- 1 営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。
- 2 標識の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とすること。
- 3 標識に記載する事項は、登録証や登録申請書等を参考とすること。
- 4 内容に変更が生じたときは、速やかに修正するとともに変更届出書を提出すること。

参考

登録電気工事業者登録証

住 所

氏名又は名称

株式会社0000 3

上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化 に関する法律第3条第○項の登録をしたことを証明します。

> 平成 年 月

千葉県知事

1 登録の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2

2 登録番号 千葉県知事登録第〇〇〇〇〇号 (1)

3 電気工事の種類 ○○用電気工作物

様式第1(第2条)

登録電気工事業者登録申請書

住 所

氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇

法人にあっては

代表者の氏名 〇〇 〇〇 **4**)

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項 の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により 次のとおり申請します。

1 営業所等

6

営業所の名称

0000000

(5)

3

営業所の所在の場所

電気工事の種類 ○○用電気工作物 主任電気工事士等の氏名 〇〇 〇〇

6 $\overline{(7)}$

2 法人にあっては、その役員の氏名